

## 建築基準法の一部改正

### 木造の制限緩和

木造建築物は防火上の見地から構造、用途、地域に関するいくつかの制限を受けています。また、木質系の内装材料は内装制限を受けるため、使用可能な範囲が限定されています。これは、市街地を焼き尽くしてしまうような大火が近年まで続いたことや、大洋デパート火災のように100名以上の人命を奪う惨事が起こると建築基準法の防火制限が強化されてきたという経緯によるものです。その結果、世界的にみても木材にとって最も厳しい法体系となっています。

ところが、ここ数年の間に木造住宅に対する一連の実大火災実験がおこなわれ、木造建築物であっても耐火性能を高めることは可能であることが実証されました。また、ニュージーランドでは木造4階建てを可能とする建築基準法の改正がおこなわれています。これは大断面集成材のもつ耐火性能を大きく評価したことによるものです。

このような防・耐火技術の向上を受けて、木造建築物にかかわる制限の合理化等を柱とする建築基準法の一部改正が今春の国会でおこなわれました。建築基準法において初めてとも言える「木造の制限緩和」は11月16日からの施行となりました。

改正の概要は次のとおりです。

#### 1) 高さ制限の合理化

安全上および防火上必要な技術的基準に適合する木造建築物は、高さ13mまたは軒の高さが9mを超えて建築できる。

技術的基準の要点は次のとおりである。

大断面木造建築物であること。

階数が2以下であること。

一定の防火処置を講じること。

構造計算をおこない安全を確認すること。

#### 2) 防火壁設置義務の合理化

次の大規模木造建築物については延べ面積が1,000㎡を超えても防火壁の設置は必要としない。

防火上必要な政令で定める技術的基準に適合するもの。この場合の技術的基準は1)とほぼ同様であるが、2階については1階の床面積の8分の1以下という条件が付加される。

政令で定める用途で、避難上および延焼防止上支障がないもの。用途としては、畜舎、水産物の増殖場等が定められている。

#### 3) 準防火地域内の防火制限の合理化

防火上必要な政令で定める技術的基準に適合する3階建て木造建築物は、準防火地域内で建築することができる。

技術的基準の要点は次のとおりである。

隣地境界線等からの距離に応じて、開口部の面積を制限する。

外壁、軒裏は防火構造として、屋内外から燃え抜けない構造とする。

床、屋根、天井は燃え抜けない構造とする。

3階の室とそれ以外とは壁、又は戸で区画する。

#### 4) 内装制限の合理化

無窓の居室でも、天井高6mを超えるものは内装制限をおこなわない。

スポーツ施設（ボウリング場、水泳場等）には内装制限をおこなわない。

耐火建築物で、200㎡ごとに防火区画されている共同住宅には内装制限をおこなわない。

一定の規模を超える耐火建築物であっても、100㎡以内ごとに防火区画されていれば、内装制限をおこなわない。

以上が改正の要点で、詳細な点についても説明会等で既に明らかとなっています。また、建設省の進めているプロジェクト「新木造建築技術の開発」の中で、性能の向上がおこなわれた木造建築物についても、建築基準の見直しが考えられています。  
(林産試験場 菊地 伸一)